第三条第一項第二号又は同項第三号に規定する構内をいう。第四号において同じ。）に設置するものに限る。）の運用及び保守に係る業務を確実に履行するために必要な取引

二・三　［略］

四　送電事業の用に供する蓄電用、送電用又は変電用の電気工作物（発電事業の用に供する発電用の電気工作物を設置する構内に設置するものに限る。）の運用及び保守に係る業務を確実に履行するために必要な取引

五～九　［略］

5～7　［略］

8　別表第一（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十四号）により加えた部分に限る。）及び第三項から前項までの規定は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第１（第３条関係）

資　　産

(1)　固　定　資　産

科　目	項	備　　考
(I)電気事業固定資産		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
［略］	［略］	［略］
原子力発電設備		各項ごとに原子力特定資産、原子力特定準備資産、原子力廃止関連準備資産及びその他に区分して整理する。
	［略］	［略］
	資産除去債務相当資産	［削る］
	［略］	［略］

第三条第一項第二号又は同項第三号に規定する構内をいう。第四号において同じ。）に設置するものに限る。）の運用及び保守に係る業務を確実に履行するために必要な取引

二・三　［略］

四　送電事業の用に供する送電用又は変電用の電気工作物（発電事業の用に供する発電用の電気工作物を設置する構内に設置するものに限る。）の運用及び保守に係る業務を確実に履行するために必要な取引

五～九　［略］

5～7　［略］

8　別表第一（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十四号）により加えた部分に限る。）及び第三項から前項までの規定は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第１（第３条関係）

資　　産

(1)　固　定　資　産

科　目	項	備　　考
(I)電気事業固定資産		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
［略］	［略］	［略］
原子力発電設備		各項ごとに原子力特定資産、原子力特定準備資産、原子力廃止関連準備資産及びその他に区分して整理する。
	［略］	［略］
	資産除去債務相当資産	原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）第５条第３項ただし書の要引当額の相当額を含む。
	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］
㈣固定資産仮勘定		
［略］	［略］	［略］
使用済燃料再処理関連加工仮勘定		原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理法」という。）第５条第２項に規定する再処理等拠出金のうち同法第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係るものを整理する。
［略］	［略］	［略］

(2)　流　動　資　産

科　目	項	備　　考
［略］	［略］	［略］
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第１項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
［略］	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］
㈣固定資産仮勘定		
［略］	［略］	［略］
使用済燃料再処理関連加工仮勘定		原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等実施法」という。）第２条第４項第１号に規定する再処理関連加工に係る拠出金を整理する。
［略］	［略］	［略］

(2)　流　動　資　産

科　目	項	備　　考
［略］	［略］	［略］
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第１項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
［略］	［略］	［略］